
八戸市奨学金管理システム
導入業務仕様書

令和 8 年 5 月
八戸市教育委員会
学校教育課

目次

1	業務仕様書の位置付け	1
2	業務内容	1
3	要件水準	1
	(1) システム稼働環境要件	1
	(2) システム能力要件	2
	(3) システム機能要件	2
	(4) 調達機器等	3
	(5) セキュリティ要件	3
	(6) 障害対応要	4
	(7) 保守要件（本委託業務とは一部を除き別契約となるもの）	4
4	システム構築・適用作業	4
	(1) 基本的事項	4
	(2) システム構築作業	5
	(3) システム適用作業	5
5	導入支援	5
6	納品	5
	(1) 納品	5
	(2) 納品に係る注意事項	5

1 業務仕様書の位置付け

奨学金管理システム導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、八戸市が「八戸市奨学金管理システム（以下「当該システム」という。）」の導入業務の委託を行うため、これらの業務内容についてとりまとめたものである。

また、当該システムの導入及び導入後における運用等について、その要件水準を示すものである。

2 業務内容

- ① 現行システムからの移行に伴う作業の洗い出し、分析、調査業務
- ② 打合せ協議、資料の収集整理、設計業務
- ③ ソフトウェアの調達
- ④ システム調製（ソフトウェアのカスタマイズ開発等）
- ⑤ ハードウェアの調達及び環境の整備、設計
- ⑥ 現行システムからデータ分析及びデータクレンジングの上、データ移行
- ⑦ 八戸市住民記録システム（以下「住基」という。）との連携（令和9年1月12日標準準拠システムへ移行予定）
- ⑧ 本業務に係る保守業務及び導入支援
- ⑨ その他システム更新に必要な作業（プロジェクト管理、試験の実施、操作マニュアル作成、操作研修等を想定）

3 要件水準

（1） システム稼働環境要件

- ① 端末のOSに依存せず、専用アプリケーションを必要としないブラウザベースのWebアプリケーション方式を採用し、主要なWebブラウザ（Edge、Chrome等）で利用可能なパッケージシステムとする。
- ② 当該システムは、本番環境、テスト環境を準備すること。その他、必要に応じた環境等を準備すること。
- ③ クライアント端末で使用する次のソフトウェアが、正常に稼働すること。
 - ・ Adobe Acrobat Reader ※最新バージョン
 - ・ Trend Micro Apex One ※最新バージョン
 - ・ Microsoft Edge ※最新バージョン
 - ・ Microsoft Office LTSC版
- ④ ネットワークは、既設マイナンバー系ネットワークを使用することとし、これらに影響を及ぼさないように構築すること。
- ⑤ パッケージシステムは原則としてノンカスタマイズで利用するものとし、やむを得ずカスタマイズが必要となる場合は、将来のバージョンアップ時に標準機能として取り込める方式で実装できること。また、カスタマイズを実施した場合にも法改正等の対応が円滑に図られること。
- ⑥ 稼働及び運用に必要なカスタマイズは、必要性を考察し最小限に抑制すること。
- ⑦ ハードウェアは、特定のメーカーや機種に依存せず、一般的な標準規格に準拠した構成とし、本システムが当該環境で稼働できること。

(2) システム能力要件

- ① 次の数値を参考とし、十分なデータの管理ができること。

ア：人 口 211,133 人 (令和8年3月末現在)

イ：世帯数 109,974 世帯 (令和8年3月末現在)

ウ：令和7年度奨学生採用件数 64 件

エ：現行の奨学金システム台帳における主な項目

- ・申請者情報 (申請受付番号、氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、在校情報、申請日、応募区分、一次選考可否、二次選考日時)
- ・保護者情報 (氏名、住所、生年月日、続柄、電話番号、勤務先)
- ・奨学生情報 (奨学生番号、氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、在校情報、奨学金区分)
- ・連帯保証人情報 (氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先)
- ・貸与情報 (奨学生番号、氏名、奨学金区分、開始・終了年月、月額奨学金、貸与総額、振込口座情報)
- ・償還情報 (奨学生番号、氏名、償還総額、開始・終了年月日、償還年数、償還方法、振替口座情報)

オ：現行の奨学金システムにおける各管理テーブル件数 (令和8年4月現在)

- ・奨学生件数 1,802 件
- ・貸与データ (月毎) 50,592 件
- ・償還データ (月毎) 87,913 件
- ・口座振替償還処理データ 260 件

- ② 本市の指定するフォーマット・方式により、住基との連携ができること。
- ③ クライアントPCは2台とし、同時接続時においても、十分なレスポンス及び動作能力を保てること。
- ④ 文字コードは特に定めないが、令和9年1月12日以降は住基の標準化対応により、取得するデータは行政事務標準文字 (MJ+) となる予定のため留意すること。

(3) システム機能要件

- ① 別紙2「八戸市奨学金管理システム機能要件書」の機能を有していること。
- ② 法改正や制度改正及び当市における取扱規定等の変更があった場合でも、極力、当該システムの設定変更 (パラメータ変更等) で対応できるよう考慮すること。
- ③ 定期的なバックアップを自動的に取得する等により、処理が異常終了した場合に、処理実行前の状態に復元できること。
- ④ 誤操作を行った場合でも、安易にデータ消去ができないような対策を講じること。
- ⑤ 障害発生時のデータ消失を最小限に留め、消失データの特定が容易にできること。
- ⑥ 利用者管理、アクセス権限管理及びシステム操作ログの管理等、セキュリティ対策の機能を有していること。
- ⑦ 別紙2「八戸市奨学金管理システム機能要件書」の要件について、パッケージシステムが対応できていない場合はカスタマイズにて対応を実施することとし、当該カスタマイズ費用も見積額に含むこと。
- ⑧ 別紙2「八戸市奨学金管理システム機能要件書」に記載されている機能以外に提案すべき機

能がある場合は、見積額に含めて提案すること。

- ⑨ 別に提示する八戸市奨学金事務で使用する様式に沿った帳票が出力できること。なお、カスタマイズにて対応する場合は、その費用も見積額に含むこと。

(4) 調達機器等

- ① 当該システムの導入業務委託において調達する機器等は次のとおり。

	機器等	数量
1	サーバ等機器	一式

- ② サーバ等機器

なお、本システムにおけるサーバの設置は必須としない。

ア：サーバを設置する場合は、当市情報政策課内の 19 インチラックに搭載すること。

イ：サーバは、起動及び停止のスケジュールが設定できること。

ウ：サーバOSは、オープンかつ国際技術標準を採用したものとする。

エ：サーバ等ハードウェアの故障等により、サービスが停止することがないようにハードディスク機器等の冗長化を行うこと。

オ：サーバの設置場所は、当市情報政策課内の指定する既存ラックの空きスペース内に格納すること（既存ラック：FUJITSU 製 19 インチラック）。

カ：サーバに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。

キ：クライアントPCのOSバージョンアップ等に対応できること。

- ③ クライアント端末等

ア：当該システムのインストール先クライアント端末の能力は次の内容を想定している。

	機種	内容
1	OS	Windows11Pro (64bit) 25H2
2	CPU	Core i5 以上
3	メモリ	16GB以上
※無線LAN、Bluetooth機能を使用しないこと。		

イ：ウィルス対策ソフトについては、当市の所有するライセンスを使用する。

ウ：システム動作に必要な、ミドルウェアやプラグイン等のソフトウェアライセンスは、本業務の調達内に含める。

エ：クライアントに対しミドルウェア等の設定が必要な場合は、本業務の調達内で対応すること。

(5) セキュリティ要件

- ① 別紙3「八戸市行政情報セキュリティポリシー」に従うこと。
- ② 情報の重要度に応じて、サーバ内の保存データ、バックアップデータ及び外部記録媒体への保存データについて、それぞれ適切な暗号化が実施できること。
- ③ 利用者個人を識別するためのIDやパスワードを一意に付与できること。
- ④ 利用者の職務権限に応じた、適切な当該システムへのアクセス制御ができること。
- ⑤ サーバ、ネットワーク機器及びクライアント端末等におけるログを収集及び保管する機能を有すること。

(6) 障害対応要件

障害が発生しても当該システム全体へ波及又は影響しにくいように、保守性向上に配慮した設計を行うこと。

(7) 保守要件（本導入業務とは一部を除き別契約となるもの）

- ① 当該システムのソフトウェア及びサーバ等機器において、日常の運用支援、障害対応及び問い合わせ等に迅速かつ明確に対応できる体制をとること。
- ② 障害が発生した場合は原因を特定し、状況に応じた対策を講じ、その内容を当市に対し報告すること。
- ③ 法改正や制度改正及び当市における取扱規定等の変更により、当該システムの改修等が必要な場合、その都度当市と協議すること。
- ④ システム保守・運用支援に関する契約については、実施事業者と運用開始時からの年次委託契約とする。
- ⑤ 導入後の維持管理経費が、必要最小限であること。
- ⑥ 瑕疵担保期間は、システム本稼働後1年間とし、受託者は無償で是正措置を行うこと。
- ⑦ 大幅な制度改正等によるシステムの改修以外は、バージョンアップ等を含め、通常の保守の範囲で、特段の経費を要することなく行うこと。
- ⑧ 法改正や制度改正に伴うシステム改修に係る経費（パッケージ代、適用作業等）は、基本的に保守費内で対応すること。なお、保守範囲かどうか疑義がある場合は、別途協議するものとする。
- ⑨ 地方公共団体情報システム標準化に係る機能別連携仕様（標準仕様書）の版数改定に対し、市側の改修依頼を要することなく、自動的に当該仕様を追随し、旧版・新版双方対応できる機能を備えること。

4 システム構築・適用作業

(1) 基本的事項

- ① 当該システムは、令和9年1月12日から稼働を想定していることから、想定期限までにシステム構築等を行い、稼働を可能とすること。よって、納品期限は令和9年1月8日とする。
- ② 稼働時期を考慮したテスト期間を設け、当該システムに問題がないことを確認した上で、稼働すること。
- ③ 当該システムの構築等にあたり、詳細な作業日程計画書を提出すること。
- ④ 作業日程計画や、その計画に基づく進捗状況等を定期的に打合せし、その内容を確認するとともに、議事録を提出すること。
- ⑤ 構築等作業については、できるだけ通常業務に支障をきたさないよう行うこと。
- ⑥ 受託者は、業務の着手に当たって、契約締結後2週間以内に実施計画書を提出し、承認を得ること。
- ⑦ パッケージシステムの導入及び環境設定を行うこと。
- ⑧ 本業務の契約期間中において制度改正が行われる場合は、パッケージシステムのバージョンアップ等、機能追加により対応すること。なお、その費用に関しては、すべて契約金額に含まれるものとする。
- ⑨ システム構築についてはパッケージをベースとし、システム稼働までの期間で構築が完了で

きること。

(2) システム構築作業

- ① 設置時期を調整した上で、当市の指示に従い、当該システムの機器設置を行うこと。
- ② 当該システムの機器設置に当たっては、稼働時期やテスト期間を考慮すること。
- ③ 当市の指示に従い、当該システムの適用に関するネットワークの設定を行うこと。
- ④ 当該システムの稼働に必要なソフトウェアのインストールやクライアント端末の設定を行うこと。

(3) システム適用作業

【データ連携開始後の初期設定データ及び異動データ】

地方公共団体情報システム標準化に係る機能別連携仕様（標準仕様書）

機能別連携 ID:001o005

住基情報の異動に伴う他業務への各種情報提供のための連携インターフェイス（個人番号なし）

機能別連携 ID:001o009

支援措置対象者の連携に伴う支援措置対象者情報提供のための連携インターフェイス を想定

【必須移行データ】

現行システムで保有している全データ

- ① データの移行範囲と手法は、新システムでの運用を考慮し、最適と判断される方法を提案書の中で示すこと。なお、データは受託者側で変換し、取り込むこと。
- ② データ移行の実施体制及び役割、移行に係る作業及びスケジュール、移行対象、移行方法、検証方法、前提条件並びに制約事項等を示したシステム移行計画を策定し、当市に提示し、当市が承認した上でデータ移行を計画的に実施すること。
- ③ 当該システムの稼働前にテストをし、また各種イベントの運用テストを行い、当市職員の立会いのもと安定稼働の確認をすること。

5 導入支援

- ① 当該システムを利用する職員に対し操作研修を行うこと。対象職員は3名程度とする。
- ② 当該システムの操作等についてのマニュアルを整備すること。

6 納品

(1) 納品

- ① 納品は、当該システムソフトウェアのセットアップを完了したサーバ及びクライアント端末を当市に引き渡すこと。
- ② その他の納品物については、当該システムソフトウェア（電子媒体可）及びドキュメント類（処理概要書、ファイル定義書、操作マニュアル等）をもって行うこと。

(2) 納品に係る注意事項

- ① 当該システムの稼働に際し、事業者及び製造者の権利部分を除く納品物の所有権は、契約期間終了後、当市に帰属すること。
- ② 当該システムの稼働に際し、事業者及び製造者の権利部分を除く納品物の使用許諾権は、契約期間終了後、当市に帰属すること。

- ③ 本業務において導入するシステムで使用するソフトウェア及びソフトウェアライセンス等について、本市が使用权を保有する。
- ④ 本業務に係るパッケージシステム、カスタマイズプログラム及び新規作成プログラムにおける著作権の所有やプログラムソースの公開等について提案すること。
- ⑤ 一定期間の運用後、本市が他社の新システムに移行する場合、本市が要求するデータ移行作業に協力し、必要なデータ抽出・提供を行うこと。その際の費用負担についての考え方を示すこと。
- ⑥ 本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示し若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。また、個人情報保護については、八戸市個人情報保護条例の規定を適用する。